

令和8年度保育所入所申込みについて

保育所への入所を希望されます方は、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）申請をしていただく必要があります。

申請は保育所入所申込みと併せて行っていただけます。

なお、本庄保育所は令和8年度末（令和9年3月）をもって休所します。

施設の種類

利用できる施設は複数ありますが、**伊根町内で利用できる施設は保育所のみ**です。

施設の種類	施設の特徴	対象となる子ども
幼稚園	幼児教育を行う施設	満3歳児～小学校就学前の子ども
保育所	就労などの理由による保護者に代わり保育を行う施設	0歳児～小学校就学前の子ども （伊根町は1歳児～小学校就学前の子ども）
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設	0歳児～小学校就学前の子ども

保育所の一覧

令和8年度の開所時間等は次のとおりです。

保育所名	所在地	定員	保育時間
伊根保育園	平田648番地の3	45人	午前8時00分～午後6時00分
本庄保育所	本庄浜92番地	45人	午前8時00分～午後6時00分

認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育のみを必要とする子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園

※伊根町で保育所を利用される場合は、2号認定または3号認定を受けていただく必要があります。

入所基準

【伊根保育園】

令和8年4月1日現在で満1歳以上の児童(令和7年4月1日以前に出生の児童)

【本庄保育所】

令和8年4月1日現在で満2歳以上の児童(令和6年4月1日以前に出生の児童)

手続き（流れ）

1. 町に保育の必要性の認定を申請します。
併せて保育所への入所を申し込みます。
↓
2. 町から認定証と入所承諾書が交付されます。
↓
3. 入所説明会のご案内をお送りしますのでご出席ください。

申込期間

認定区分	申込期限	申込場所
2号認定 3号認定	令和7年11月12日（水）	伊根町保健福祉課 子育て支援係

○マイナンバー法の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、認定申請の手続きにおいてマイナンバーの記載が必要になりました。マイナンバーを使う手続きの際は、なりすましなどを防止するため、マイナンバーの番号確認と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）を行います。

本人確認は、①**個人番号カード** または

②**個人番号通知カードと身分証明書**（次の★1または★2）のどちらかで行いますので、申請の際に持参してください。

《身分証明書（★1または★2）》

★1：顔写真付きの身分証明書（※次のいずれか1つの提示が必要）

・・・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など

★2：顔写真がないもの（※次のいずれか2つの提示が必要）

・・・健康保険証・年金証書・医療受給者証・法人の発行した身分証明書

●申請者（児童の保護者）以外の代理人（祖父母、叔父叔母等）が申請される場合は、申請者からの「委任状」・『申請者の個人番号（通知）カード』に加え、上記《身分証明書》の提示が必要です。

保育料

本町では、令和7年4月から**無料**です。

（1・2歳児の保育料無償化→町独自施策）

（3～5歳児の保育料無償化→国制度）

保育を必要とする事由（保育の必要性の理由）

保育所の利用には、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

その事由により、保育所を利用できる時間が

①保育標準時間＝最大11時間（伊根町は8時～18時）」と

②保育短時間＝最大8時間（伊根町は8時～16時）に分けられます。

保護者の事由が異なる場合は、上限時間が短い方となります。

※1 （例）父が月120時間以上勤務・母が求職中の場合は、保育短時間となります。

※2 保育短時間と認定を受けた場合で、時間外保育を必要とされる場合には、別途、利用希望日の1週間前までに時間外保育申込をしていただく必要があります。

※3 認定内容又は家庭状況に変更があった場合は、その都度、教育・保育給付認定変更申請書と添付書類をご提出ください。

	保育を必要とする事由	保育必要量の区分		認定期間
		保育標準時間 （最大11時間） 伊根町は最大10時間	保育短時間 （最大8時間）	
1	就労（月48時間以上）	月120時間以上	月120時間未満	小学校就学前まで
2	妊娠・出産	全ての方		出産予定日の8週前の月の初日から、出産日から8週目の月末まで
3	保護者の疾病、障害	全ての方		必要がなくなるまで
4	同居親族の介護、看護（月48時間以上）	月120時間以上	月120時間未満	必要がなくなるまで
5	災害復旧	全ての方		必要がなくなるまで
6	求職活動		全ての方	離職日又は入所日から90日
7	就学	月120時間以上	月120時間未満	卒業又は就学まで
8	児童虐待、DV	全ての方		必要がなくなるまで
9	育休期間中の特例（注1）		全ての方	就労先が認めた育児休業の終了を迎える月の末日まで

3号認定の認定期間は、満3歳に達する前々日までです。満3歳到達時に新たな有効期間を記載した支給認定証をお送りします。

（注1）育児休業に係る子どものきょうだいも既に保育所を利用しており、育児休業期間中も保育所を引き続き利用することが必要です。

提出書類

- ・保育所入所申込書
 - ・教育 保育給付認定（変更）申請書及び添付書類
- ※様式は、町ホームページからもダウンロードしていただけます。

添付書類の種類 (例年該当が多い番号のものを掲載します。その他についてはお問合せください。)	備考
1 就労 ○会社員・パート等 ・就労証明書(令和7年10月1日以降のもの) ○自営業 ・就労証明書(自身で記入) ・確定申告書(第1表・第2表)の写し ※児童の保護者が株式会社などの法人の代表者である場合、法人印の押印があれば確定申告書の写しは不要です。 ※開業してから確定申告を行っていない場合は、開業届出書の控え又は営業許可証の写しを添付してください。	就労先事業所で発行していただけてください。 確定申告書の写しの提出ができない場合、ご自身で記入した就労証明書に、お住まいの地域の民生児童委員に証明(事業所証明欄への署名)を依頼してください。 伊根町民児協 ○○地区 民生委員氏名 月書 証明日 事業所名 代表者名 所在地 電話番号 担当者名 記載者連絡先 西暦 年 月 日
2 妊娠・出産 ・母子手帳の写し(妊婦氏名及び分娩予定日が記載されているページ)	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請(職場復帰・育児休業取得等)がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
6 求職活動 ・ハローワークカードの写しまたはハローワーク受付票	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請(就職等)がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。
9 育休期間中の特例 ・就労証明書(育児休業期間の記載あり)	認定期間満了日の7日前までに認定事由に変更申請(育児休業期間延長・就職等)がない場合、認定期間満了日をもって退所となります。

※令和7年1月1日時点で伊根町に住民登録がなかった方は、上記のほか、令和7年度分の課税(非課税)証明書または令和7年度分の住民税決定通知書の写しをご提出ください。

お問合せ

ご不明な点は、役場保健福祉課子育て支援係(0772-32-0504)におたずねください。